

公益社団法人厚木市シルバー人材センター会費規程

(平成 24 年 4 月 1 日 規程第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター定款第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 3,000 円とする。

(2) 特別会員 年額 3,000 円とする。

(3) 賛助会員 別表第 1 に定める額とする。

2 新たに正会員として入会しようとする年度に限り、会費は別表第 2 に定めるとおりとする。

3 特別な事情により前 2 項によりがたい場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

(会費の免除)

第 3 条 特別会員のうち理事会の承認を得た場合には、会費を免除することができる。

(納入期日)

第 4 条 正会員及び特別会員は、毎事業年度 1 回を 6 月末までに納入するものとする。

ただし、新規入会者については、入会承認後、15 日以内に納入するものとする。

2 賛助会員は、毎事業年度 1 回を 6 月末までに納入するものとする。ただし、新規賛助会員は、理事長の承認を得た後、30 日以内に納入するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 別	会 費 額
個 人	年額 一口 5,000 円
団 体	年額 一口 5,000 円

別表第2（第2条関係）

入会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会費額	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
入会月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費額	3,000 円	3,000 円	3,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円